

No.1 ○豊明市議会定例会12月定例会議会会議録(第5号)

平成24年12月10日

1. 出席議員

1番 川上 裕 議員	2番 毛 受 明 宏 議員
3番 近 藤 郁 子 議員	4番 近 藤 善 人 議員
5番 近 藤 恵 子 議員	6番 藤 江 真 理 子 議員
7番 近 藤 千 鶴 議員	8番 一 色 美 智 子 議員
9番 三 浦 桂 司 議員	10番 杉 浦 光 男 議員
11番 早 川 直 彦 議員	12番 山 盛 左 千 江 議員
13番 平 野 龍 司 議員	14番 平 野 敬 祐 議員
15番 村 山 金 敏 議員	16番 安 井 明 議員
17番 伊 藤 清 議員	18番 堀 田 勝 司 議員
19番 月 岡 修 一 議員	20番 前 山 美 恵 子 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成 田 宏 君	議事課長補佐 兼庶務担当係長	石 川 晃 二 君
議事担当係長	馬 場 秀 樹 君		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	参事兼 市民生活部長兼 健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
行政経営部長	伏 屋 一 幸 君	経済建設部長	横 山 孝 三 君
消防長	成 田 泰 彦 君	教育部長	津 田 潔 君
秘書政策課長	鈴 木 美 智 雄 君	財政課長	吉 井 徹 也 君
総務防災課長	相 羽 喜 次 君	高齢者福祉課長	原 田 一 也 君
医療健康課長	加 藤 賢 司 君	都市計画課長	野 村 芳 明 君
環境課長	土 屋 正 典 君	会計管理者	深 谷 義 己 君

兼出納室長

監査委員事務局長 前田 鑛 君

5. 議事日程

(1) 議案質疑・委員会付託

議案第 68 号 市道の路線廃止について

議案第 69 号 市道の路線認定について

議案第 70 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議案第 71 号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について

議案第 72 号 豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の制定について

議案第 73 号 豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第 74 号 豊明市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する条例の制定について

議案第 75 号 豊明市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第 76 号 豊明市が管理する道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第 77 号 豊明市が管理する道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について

議案第 78 号 豊明市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第 79 号 豊明市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第 80 号 豊明市都市公園条例の全部改正について

議案第 81 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について

議案第 82 号 豊明市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

議案第 83 号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 84 号 とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部改正について

議案第 85 号 豊明市子育て支援センター条例の一部改正について

議案第 86 号 豊明市下水道条例の一部改正について

議案第 87 号 豊明市都市下水路条例の一部改正について

議案第 89 号 平成 24 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第 90 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第 91 号 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第 92 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第 68 号から議案第 87 号までの 20 議案及び議案第 89 号から議案第 92 号までの 4 議案を一括議題といたします。

議案質疑については、通告順で発言を許可いたしますが、本会議での質疑は、同一議員につき、再質疑を含め2回以内といたします。

なお、再質疑がある場合は挙手を願います。

また、議案質疑に当たっては、お手元に配付いたしました議案等質疑通告書に沿って行うものとし、大局的、政策的な内容に限定し、自己の意見を述べることはできませんので、あらかじめご承知おき願います。

さらに、当局の職員においても、答弁は通告の内容に従って、簡潔に行うよう申し添えておきます。

初めに、議案第 68 号及び議案第 69 号の2議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第 70 号については、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

近藤恵子議員。

No.3 ○5番(近藤恵子議員)

この議案第 70 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてですけれども、まず今回、豊明市でこの任期付職員が必要となるであろう理由は何でしょうか。こ

の目的を教えてください。

また他市町では、この任期付職員によって、いろいろな課題が明らかになっていますけれども、そういった問題について何か認識があるか、また、その対策は考えているのかを教えてください。

No.4 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.5 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、2問ございますので、順番にお答えさせていただきたいと思います。

まず、本条例の目的でございますが、新たな行政ニーズに対応するため、一時的に増加をいたします業務に対して、民間企業等で培われた知識、経験を持つ人材をですね、即戦力として採用したいと、そういうものでございます。

また、専門知識を持った本市の職員を、他の地方公共団体へ一定期間派遣をさせます。させるために、その代替の職員を採用することも考えております。

それが、1点目でございます。

そして、2点目の課題となっているものということでございますけれども、本制度の問題としてですね、任期内で、任期がまだ終わらないうちに、事業が終わってしまうようなケースがあるかもしれないというような問題、あと、人事評価など組織独自で、豊明市役所が組織独自でやっている制度に、素早くその職員が対応できるかというような、そういった問題がございます。

先ほど言いましたような問題について、任用に当たってはですね、とりあえず任期を3年の人でも1年ずつ任期を継続していく、そういった形で対応したいというふうに思っておりますし、先ほど当市独自というものについては、本市におけるさまざまな制度だとかを、事前の説明とか任用後の研修を充実させて、できるだけ早く吸収していただくということに、努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.6 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

これにて、近藤恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

続いて、議案第71号についても質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、藤江真理子議員。

No.7 ○6番(藤江真理子議員)

議案第71号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてお聞きします。

条例の中の第5条に、公募によらない候補者の選定について書かれています。

公募によらない選定の流れと、あと、わかる範囲でいいですので、規則の具体的な内容をお答えください。

No.8 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.9 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、お答えいたします。

公募によらない場合の候補者選定の流れでございますが、まあ今回、指定管理者制度で運用する全ての公の施設について、指定管理者を選考するに際してですね、原則、公募によるものとしたします。

いたしますが、施設の性格だとか規模だとか、まあ機能等を考慮して、適切な管理運営を図るため、公募によらない候補者の選定基準を、先ほど議員がおっしゃったようにですね、条例の5条に規定をさせていただいております。

公募によらない候補者の選定の場合に当たってもですね、公募に準じて、施設ごとに設置いたします指定管理者審査委員会というものがございまして、それにおいて、その施設の管理がやりたいという団体等からですね、提出を受けました事業計画書等の申請書類などによりまして、事業計画、人員計画、施設の維持管理等の状況について、指定管理者としての的確性について審査を行います。

その結果、当該施設の施設管理者として適切な業務遂行能力を有すると認められた団体及び、そういう個人、企業につきましてですね、指定管理者の候補として選定をいたします。

選定しました指定管理者の候補につきましては、自治法の244条の2第6項により、当議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に設定をすると、指定をするというものでございます。

指定管理者の指定を行ったことの告示を行って、当該指定管理者と施設管理に関する協定を結ぶという、そういう流れになります。

2番目の、具体的な規則の内容についてでございますが、規則では、指定管理者制度を

行うための基本的な手続に関する事項を規定していく予定でございます。

具体的に申し上げますと、施設の概要、管理基準や業務の範囲、指定期間など、申請に関する事項を定めました公募の内容や、公募する場合に、広告以外に広報とよあけ、市のホームページへの掲載を定めた公募の方法、申請のために必要な書類を定めた指定の申請、選定結果、指定管理者の指定、指定の取り消し等をした際の通知を定めた3規定、協定の際に記載する事項を定めた協定の締結、教育委員会が管理する施設への適用を定めて、そういった教育委員会が管理する施設への適用を規定として定めていくと、そういう予定となっております。

以上です。

No.10 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

これにて、藤江真理子議員の質疑を終わります。

続いて、山盛左千江議員。

No.11 ○12番(山盛左千江議員)

同じく議案第71号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についてお伺いいたします。

指定管理者のこういった制度を導入するに当たり、より効果的、効率的な運用をするために、施設の決定、協定の内容の検討や指定管理者の選定が大変重要になってまいります。

そこで、4点についてお伺いいたします。

まず1つ目として、指定管理者とする対象の施設、事業は全部で幾つあるのでしょうか。

2つ目として、指定管理者制度の導入は、コストの削減と市民サービスの向上を両立させるといった、これまでも目標を掲げ、そうした答弁もあったかと思えます。

こういったことを実現していくための留意点は何だとお考えでしょうか、お聞かせください。

3つ目といたしまして、指定管理者における雇用や労働条件の配慮規定はどのように考えているのでしょうか、お願いいたします。

最後に、指定管理者制度導入までのこの条例が可決された後ですけれども、スケジュールについて、わかっている範囲内で結構ですので、お示しいただきたいと思えます。

以上です。

No.12 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.13 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、4点について順番にお答えいたします。

まず、対象の施設でございますが、本市の公の施設は、公園なども含めるとおおむね150程度でございます。

そのうち、正職員が常駐している施設が20施設ほどございます。現在、その部分について検討を行っております。

具体的には、教育委員会の各施設であったり、児童館、保育園等が対象となってくるかと思えます。

それぞれ教育委員会は教育委員会の中で考えて、今いただいております。

続いて、コスト削減、サービス向上の両立の留意点ということでございますが、今、私どもは4点について大きく考えております。

1番目として、市民サービスがこうしたことによって低下しないこと。

あと2番目として、事務事業に係る経費が軽減できること。

3番目として、他の実施主体が持つ専門知識、経営能力、技術力などが活用できること。

4番目として、公平性、公正性、守秘義務が担保され、行政責任が損なわれることがない、このような形を着眼しまして、事業を進めていきたいというふうに考えております。

3番目のご質問の、雇用や労働条件への配慮規定でございますが、雇用や労働条件への配慮については、今回出させていただいた条例第4条の中で、施設の管理を安定して行う人員の確保について定めております。

指定管理者の従業員に関する労務管理及び労働関係法令上の責任についても、協定書に明記をすることを考えております。

また、厳しい労働条件を課すことがないよう、募集時にコストだけを重視せず、管理、運営体制なども評価項目に加えて、事業者を選定していきたいというふうに考えております。

あと最後のご質問で、導入のスケジュールでございますが、スケジュールはこのように考えておりますということで、まず本年度中に、指定管理を行う施設を決定したいというふうに考えております。

そして、その施設が指定管理できるようにするという条例の提案をいたします。

そしてその後、年度がかわって募集準備などを行いまして、7月ごろから募集に関する要綱などを配布をいたしまして、8月以降に指定管理の審査委員会を開催して、10月ごろまでに候補者の選定を決定したいと思います。

そして、12月議会に指定管理の指定に関する議案を上程させていただいて、議決の上、26年度から開始をできればというふうに考えております。

以上です。

No.14 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

山盛左千江議員。

No.15 ○12番(山盛左千江議員)

2つ目の質問の、コストと市民サービス向上の両立ということについて再質問いたします。

サービスが低下しないこと、コストが軽減できること、この2つのことが留意点だというふうにお答えをいただきましたけれども、この2つを実現するために、何か気をつけること、今後こういった工夫が必要ではないかという、その部分をお伺いしたかったので、よろしくお願いたします。

それから、最後の質問のスケジュールのところですが、今の答弁ですと、今年度中に対象の施設を決めて、その施設の条例を提案したいということは、今12月ですので、3月議会までに施設等を決定すると、そういう運びになるということで間違いないか、もう一度確認させてください。

No.16 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.17 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

後の質問のほうからお答えをいたします。

今年度中にそういった整理をして、来年度に募集をしていこうというふうにご考えております。

そして最初のご質問、コスト削減とサービスの両立ということで、この辺についての留意点はですね、募集時の基準が、さっきもちよつと言いましたが、価格だけに偏らないようにしたいというふうにご考えているのと、募集時の基準でサービスの向上と経費削減に関する項目を設ける、そういった評価基準のようなものをつくって、両方が両立できるとされる、そういった管理者を選んでいきたいというふうにご考えております。

以上です。

No.18 ○議長(安井 明議員)

これにて、山盛左千江議員の質疑を終わります。

以上で議案第 71 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 72 号についても質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.19 ○20番(前山美恵子議員)

議案第 72 号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の制定について質問をいたします。

この条例の中にあります 132 条と 152 条でありますけれども、132 条は地域密着型特定施設の 29 人以上であります。

そして、152 条については 29 人以下の施設なんですけれども、ここに挿入されております入居者の居室定員として、132 条は 4 項、4 項ですね、4 項のところに、介護居室は次のとおりとするということで、「一の居室の定員は、1 人とする。ただし、利用者の処遇上、必要と認められる場合は、2 人とすることができるものとする。」というふうに規定をされております。

152 条も、まあ大体このような文言が入っておりますけれども、このようになったいきさつとございますか、どういうふうに議論をされたのか、お聞きをしたいと思います。

その理由はですね、まあ低所得者の方が 1 人または 2 人というのは、確実に入れない、入居できないということになりますので、ほとんど生活保護に近いような人たちが入れるような、低廉な居住費負担の利用ができるように 4 人以下ということに、なぜならなったのか、この点についてお聞かせください。

No.20 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

原田高齢者福祉課長。

No.21 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

132 条の地域密着型特定施設入所者生活介護及び、152 条の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の両施設につきましては、ユニット型個室を基本としております。

居室定員を 1 人、必要とあらば 2 人までということでございます。

議員のご質問のですね、低廉な費用となる 4 人以下での検討はされたかということでございますが、人員に関する基準を定める際には、介護保険事業計画策定委員会の中の地域密着部会というところでご審議、ご承認をいただいております。

その内容につきましては、1 つにはですね、介護高齢者の尊厳保持の観点から、多床室ではなく個室を基本とし、きめ細かな介護サービスを提供する。

2 つ目には、本市には多床室を備えた大型の介護老人福祉施設が 2 法人あり、来年度

ですね、ユニット型の増床予定があり、そこと柔軟な連携を図っていくことができると。

3つ目として、ここが一番議員のご質問の肝心なところかと思いますが、低所得者の方には食費と居住費、いわゆるホテルコストの軽減措置が、この地域密着型のサービスにも適用されるということでありまして、そういった理由により、定員を4人以下とせず、夫婦ともに入居される場合も考慮して、2人以下としたものでございます。

以上です。

No.22 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

続いて、議案第73号から議案第80号までの8議案については質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第81号については質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、川上 裕議員。

No.23 ○1番(川上 裕議員)

清新会を代表して、議案第81号 豊明市事務分掌条例の一部改正についてお聞きします。2点、お願いします。

昨年12月議会で、統括課長を中心の組織を目指した経緯がある中で、今回、新機構案で部長制を設けている意図をお尋ねします。

2つ目、新機構案での1課3係増にした現在の悪さと狙いは何ですか、お聞きします。

No.24 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.25 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

まず1つ目のご質問の、機構案に部長制があるということの意図ですが、このたびの機構改革案につきましては、昨年の提案以来、市長からの指示もあり、担当課を始め原案検討会議等の会議を重ねて、このような形にさせていただいたということになっております。

まあ部長制の継続につきましても、昨年来、検討してまいった結果でございまして、各幹部や部課長会等で意見を聴取する中で、現時点では部長制を継続することがベストであ

ると、そういった結論に達したものでございます。

2つ目のご質問の、新機構での1課3係を増やした理由といたしますか、まあ悪さということでございますが、このたびの機構改革は、今後の新たな行政需要、新エネルギー等々ですが、行政需要に対応するための提案でございます。

その結果、先ほど申し上げた新エネルギーや北部・南部開発、施設の長寿命化など、新しい分野の係の新設や強化に加えて、納税の推進などの機能強化を図る目的で、新たに係を設置したのもございます。

また、課の統廃合につきましては、現状の事務量やマネジメントの有効性を考え合わせて、医療健康課を分割をいたしまして、保健医療課と健康推進課とすることにいたしました。

また、秘書政策課を分割し、秘書広報課と企画政策課とし、合わせて情報システム課を企画政策課に統合しております。

この統廃合も現状の事務量の偏りを少なくして、できるだけ有機的な組織にしようというものでございます。

以上です。

No.26 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

これにて、川上 裕議員の質疑を終わります。

続いて、伊藤 清議員。

No.27 ○17番(伊藤 清議員)

それでは、議案第 81 号に関して質疑をさせていただきます。

川上議員と重複する部分もございますが、昨年 12 月の部長制度廃止というこの提案、このことについて十分な反省をされて、1年間かけて検討した結果、今回の提案に至ったという認識でよろしいでしょうか。

No.28 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.29 ○副市長(小浮正典君)

お答えします。

去年の 12 月の段階では、機構のあり方についての検討が、いまだ不十分でございました。

その後、組織としてですね、さまざまな検討を重ねてきました。

私が副市長に就任したのは8月なんですけれども、その8月以降も、市長から具体的に機構のあり方について、行政経営部を中心に十分な検討を行うようにと指示が、就任早々にごさいました。

そういった上です、さらに行政経営部、そして幹部の間で長時間、何度にもわたって検討を重ねました。

まあ今回の機構改革案はですね、1年間かけて検討してきた提案でございまして、その機構改革に向けて必要な事務分掌条例の一部改正でございます。

以上でございます。

No.30 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

伊藤 清議員。

No.31 ○17番(伊藤 清議員)

はい、ありがとうございます。

今、副市長のほうから十分な検討をするようにという指示があったと、それを受けて十分な検討をされたということですが、十分な検討をしてから、去年の12月に提案していただけだったかなというふうに思います。

十分に反省をしていただきたいと思います。

1点、お伺いをいたしますけれども、現在、国政選挙のほうが行われております。政権与党がどこになるかということによって変わってくる要素があると思いますが、現時点で想定し得る地方分権の進展に伴う業務量の増大、さらには市民ニーズの多様化による業務量の増大、現時点で想定し得る範囲でのそうした業務量増大に対して、当面耐えられるという機構改革となっておるのかどうか。

毎年毎年、機構が変わるようでは、これは市民に対して大変な混乱を招きます。現時点では耐え得ると想定しておられるのでしょうか、お伺いいたします。

No.32 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.33 ○副市長(小浮正典君)

先ほども申し上げましたけれども、そういったことも、要するにですね、地方分権で事務量が増えるということも想定しまして、今回のですね、機構改革は十分検討を重ねてさせ

ていただいております。

以上です。

No.34 ○議長(安井 明議員)

これにて、伊藤 清議員の質疑を終わります。

以上で議案第 81 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 82 号から議案第 87 号までの6議案及び議案第 89 号から議案第 91 号までの3議案については質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第 92 号については質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.35 ○20番(前山美恵子議員)

議案第 92 号 一般会計補正予算であります。まず1点目に、14 ページ、15 ページの第3款 民生費であります。

社会福祉費の中に、心身障害者福祉費の電算関係の委託料 121 万円が計上をされております。

ご説明では、障害者総合福祉法になったため、システム変更が必要ということで説明を受けました。

変更の内容について、法律上でどのように変更がされたのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それとですね、懸念される問題として、障害者自立支援法だったときもですが、介護保険と同じように認定基準、認定区分を、これから受けるということになってきているんですけども、そのような内容が、これに含まれているのかどうかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、16、17 ページであります。民生費の児童福祉費、児童福祉総務費におけます、これも電算関係委託料 42 万円のシステム改修費についてであります。

これも、変更の内容をお聞かせをいただきたいということと、まあ児童福祉法が変わりました。それから障害者総合福祉法も変わりました。そして、子育てシステムの関係からですね、いろいろ懸念される問題が出てくると思うんですけども、この点について、ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

No.36 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.37 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、お答えをいたします。

まず社会福祉費のほうでございますが、平成 18 年に施行されました障害者自立支援法を、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年4月より、障害者総合支援法が施行をされます。

制度の谷間のない支援を提供する観点から、これまで3障がいが支援の対象でありましたが、障害者総合支援法施行に伴いまして、新たに障がい者の定義に難病者を加えることによるシステム改修でございます。

この難病の種類は、56 種類であります。

今後の課題といたしましては、自立支援法が施行され6年を経過いたしておりますので、福祉サービス利用者が増加をいたしております。

そのため、福祉サービスの必要性を障がいの種類にかかわらず、さらに正しく反映をし、認定をしていく必要があると考えております。

続きまして、児童福祉費の関係でございます。

この費用は、放課後児童デイサービス等の障がい児の福祉サービスに係る規定が、障害者自立法から児童福祉法に改正になったことに伴い、当該サービスを受けるために必要となる受給者証の発行等を、児童福祉課で行うための電算システム改修でございます。

懸念される問題といたしまして、障害者手帳や療育手帳の発行を従前どおり社会福祉課で行いますので、そのあたりの連携をしっかりと行っていく必要があると考えております。

終わります。

No.38 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

前山美恵子議員。

No.39 ○20番(前山美恵子議員)

児童福祉費の関係のほうなんですけれども、子ども・子育て新システムが導入をされまして、まあ今まで受給者証を発行されていた人たちが、受給者証を認定によっては発行をされない可能性が出てくるのではないかと、ちょっと懸念をするんですが、このシステム変更では、そういうようなことはないのでしょうか。

No.40 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
神谷参事。

No.41 ○参事(神谷巳代志君)

今回、補正を計上させていただきました、この電算のシステム改修は、あくまでも障がい児が福祉サービスを利用するために必要な受給者証の発行等のためのシステム改修でございます。

今回、法律改正により、障がい児に対する福祉サービスが低下することはありません。

終わります。

No.42 ○議長(安井 明議員)

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

続いて、早川直彦議員。

No.43 ○11番(早川直彦議員)

議案第92号 豊明市一般会計補正予算書(第4号)、8款の土木費、交通安全施設整備事業についてお聞きします。

通学路の安全点検を行って、35カ所の危険箇所のうち、17カ所を整備するのですが、どのような選定基準で17カ所を選んだのでしょうか。

また、残りの18カ所はどうするのでしょうか、お聞かせください。

No.44 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.45 ○経済建設部長(横山孝三君)

まず、17カ所の選定基準でございます。

35カ所の危険箇所のうち、道路管理者でございます市の土木課所管部分に該当する箇所が、17カ所ということでございます。

危険箇所でございますので、選定基準ではなく、無条件で整備をさせていただきます。

2点目の、残りの18カ所についてはどうしますかということですが、例えば信号機設置、横断歩道や一時停止の標示等は県の公安委員会へ、県道の外側線や交差点のカラー舗装等は、県が道路管理者でございますので、愛知県の尾張建設事務所にそれぞれ要望することとなります。

以上です。

No.46 ○議長(安井 明議員)

答弁は終わりました。

早川直彦議員。

No.47 ○11番(早川直彦議員)

再質問させていただきます。

17カ所ですね、各小学校区の調査ですので、何件それぞれであるのでしょうか。

あと、もう一点なんです、整備するときに調査に立ち会った小学校の校長先生方とか区長さんとか民生児童委員さんに、この整備することを報告しているのか、その辺をお聞かせください。

No.48 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.49 ○経済建設部長(横山孝三君)

学校ごとの詳細につきましては、まず点検結果が、館小学校から始まって三崎小学校まであります。

例えば、館小学校では10カ所、そのうち土木課の17カ所のうちの合計5カ所、双峰小学校につきましては、全体で3カ所のうち、土木課所管ではゼロということでございます。

個々の校長先生とか民生委員さんに、そういったことをやっていくというのは、当然その方たちが通学路の点検をしていただきましたので、やっていくということは承知されております。

以上です。

No.50 ○議長(安井 明議員)

これにて、早川直彦議員の質疑を終わります。

以上で議案第92号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま、議案となっております議案24件は、豊明市議会会議規則第37条の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま付託いたしました議案24件については、豊明市議

会会議規則第 44 条第 1 項の規定により、12 月 20 日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.51 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました議案 24 件については、12 月 20 日までを審査期限といたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は 12 月 20 日午前 10 時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時36分散会

